

第5 職場定着に向けた支援（関係機関との連携）

1 能開施設によるフォローアップ

安定した職務の遂行や良好な人間関係を保てるよう支援し、採用後の職場定着を図ることを目的として、指導員による訪問や電話での定期的なフォローアップを行います。フォローアップは、訓練生だけではなく、事業主に対しても行います。

訪問による支援の頻度は、あらかじめ相談の上決定し、就業状況を踏まえて見直します。課題が少ないようであれば、徐々に訪問の頻度を少なくしていきます。特に職務内容や指導する担当者が変わる場合には不適應を起しやすいため、定期的なフォローアップ時以外にも事業主や訓練生が相談しやすい体制づくりを念頭に置く必要があります。

なお、在職者を対象とした職業訓練を実施している能開施設においては、職務遂行に習熟が見られ職務内容の拡大を図る際や、事業所の事業内容の見直しにより職務内容に変更が生じ、新たな技能習得が必要となる場合に事業所や訓練生のニーズに応じた職業訓練を実施することで、訓練生のキャリアアップや職場定着を支援することができます。

2 関係機関によるフォローアップ

(1) 支援体制の検討

能開施設では技能訓練の実施が中心であり、訓練生の修了後の職場定着に必要な支援を全て自施設で担うことは難しいため、支援を自施設だけで抱え込まず、他の支援機関に協力を求められるよう支援体制を構築することが必要となります。

個々の訓練生や事業所の状況によって、どのような関係機関による支援体制が必要となるのか、また地域の支援機関の状況によって、誰がどのような支援ニーズに対応していくかは異なってきます。支援体制構築に関するポイントは以下のとおりです。

<支援体制構築に関するポイント>

- ・ 訓練生を入校前から支援している機関がある場合や、既に中核的な支援を行っている支援機関がある場合には、既にあるネットワークや支援経過を尊重すること。
- ・ 訓練修了間際に突然協力を求めるのではなく、本人の状況や支援ポイントについて定期的に情報共有することで、支援経過及び方針の共通理解を持つこと。
- ・ 関係機関の支援内容や支援範囲、支援の観点を確認し、相互の役割を理解した上で、支援内容や各機関で対応可能なこと、支援の具体的方法を検討すること。
- ・ 各機関によって、得意な分野やそうでない分野もあることを理解しておくこと（日頃から各機関の特徴を調べておくこと）。
- ・ 誰が、いつ、どのように、何をするのが明確となる関係を構築すること。
- ・ 本人が困った時に、何を、誰に相談したらよいか、明確にできること。

支援体制を構築する際の一般的な手順を以下に示します。

<支援体制を構築する際の一般的な手順>

- ①訓練生の就業希望地の支援機関の把握（どんな支援機関があるか）
- ②訓練生の就業希望地の中核的な支援機関の把握（どの支援機関が中心となるか）
- ③支援機関に関する本人、家族への情報提供
- ④支援機関の利用に関する本人、家族の利用意思確認と同意
- ⑤必要な支援の提供が可能な支援機関への協力依頼（訓練生の属性や障害特性、職業訓練実施状況、職場定着に際して必要と考えられる支援内容について説明）

能開施設と、各地域の支援機関の関係性や状況（既に連携関係が構築されているか否か、訓練生の就職希望地がどの地域かなど）によっても、連携や役割分担の方法は異なります。

(2) 能開施設から提供する情報の整理

能開施設から関係機関に対して提供する情報の例は、以下のとおりです。提供する情報の内容に関しては、訓練生及び家族、事業主の了承を得ておく必要があります。

<能開施設から提供する情報の例>

○訓練生に関する内容

- ・技能習得状況
- ・コミュニケーション能力
- ・効果的な指導方法及び職場での配慮事項
- ・家族の協力体制
- ・就業にあたって希望されている支援（ニーズ）

○事業所に関する内容

- ・職務内容、職場環境
- ・事業主から求められている能力（作業能力、職業準備性）
- ・事業主から求められている支援（ニーズ）

(3) ケース会議の開催

関係機関との情報交換や共有、支援体制の検討方法としては、関係機関の職員を招集してのケース会議が効果的です。対象訓練生を支援する関係者が一堂に会することで、各機関の役割を明確にすることができ、また各機関の有している訓練生や家族に対する情報を交換・共有することで、支援者側が共通の情報や認識を持って、一貫した支援を提供することが可能となります。訓練生の就職希望地が遠方である場合については、電話や文書による情報交換や共有も必要となりますが、円滑な支援を展開するためには少なくとも一度は、対象訓練生を支援する機関の職員が顔を合わせる機会を設定することが必要です。

ケース会議では、能開施設からこれまでの職業訓練及び支援状況を報告し、継続的

な支援が必要な内容を整理し、事業主及び訓練生の支援ニーズも踏まえて、その支援方法を検討します。

具体的には、事業所への訪問の時期や頻度、訓練生との相談方法やタイミング、訓練生との連絡方法、職場不適応を起こした場合の対応方法、関係者間で調整の必要が生じた場合の対応方法などについて調整します。

ケース会議は、関係機関のみで開催する方法、本人や家族を交えて開催する方法があります。ケース会議の主催については、各段階で支援の中心を担う機関が担当し、他機関を招集します。招集する範囲は、関係機関の支援内容や支援範囲を確認した上で、ケース会議の主催者が決めます。事業主と訓練生双方の支援ニーズに応じて、今後、支援が必要な分野の専門的な職員を招集します。

ケース会議の開催時には、主催者がこれまでの支援経過や今後の動向、支援を要する課題点等をまとめた資料を作成し、関係者間での共通理解が効率的、効果的に得られるようにする工夫も必要です。これにより各支援機関同士での今後の支援に関する役割分担を明確にすることにもつながります。ケース会議で用いる資料については「資料6 ケース会議用資料（サンプル）」（p. 131）を参照してください。

先に述べたように、支援を依頼する関係機関には、得意分野があります。日頃から各機関の特長を調べておくことで、より適切な支援体制が構築できます。

関係機関との連携については『発達障害者編Ⅱ』の「第3-2 関係機関との連携について」（p. 55）を参照してください。以下にケース会議に招集する関係機関の例を示します。

＜ケース会議に招集する関係機関の例＞

	関係機関名	主な担当者
労働	ハローワーク	専門援助部門担当者、相談員
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、ジョブコーチ
	障害者就業・生活支援センター	就労支援ワーカー、生活支援ワーカー
	発達障害者支援センター	相談員
医療・保健	医療機関	医師、ソーシャルワーカー、臨床心理士
	精神保健福祉センター	医師、ソーシャルワーカー、臨床心理士
	保健所	保健師
福祉	自治体の福祉相談窓口	相談員
	地域活動支援センター	相談員、支援員
	就労移行支援事業所	サービス管理責任者
	グループホーム（生活の場）	支援員
	その他福祉施設	相談員、支援員
教育	学校（出身校）	進路担当、特別支援教育コーディネーター
その他	若者サポートステーション	相談員、臨床心理士

3 連携先としての主な関係機関と支援内容

(1) ハローワーク

ハローワークは、主として職業紹介業務を実施しています。また、障害者雇用に係る各種助成金制度の活用についての相談（障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金については高齢・障害者雇用支援センター）や就職後の職場適応指導を行っています。

障害者の解雇にあたっては、ハローワークへの届け出が必要ですので、障害者の離職を未然に防ぐための支援も行っています。

(2) 地域障害者職業センター

地域障害者職業センターは、各地域の職業リハビリテーションサービスの中核機関として、ハローワークや就労支援機関等との密接な連携のもと、障害者及び事業主への就労に関する支援や関係機関に対する助言・援助等を行っており、ジョブコーチ支援（「第3-3-（3）ジョブコーチ支援制度」（p. 44）参照）も実施しています。

<就職後の職場定着に際してジョブコーチ支援が必要なケース>

ジョブコーチ支援は、事業所の現場に支援者が直接出向き支援を行うもので、就職後の職場定着に係る支援として有効な制度の一つです。

第4で述べたように、能開施設においては施設内訓練の状況を踏まえて、事業所への適応に支援が必要な訓練生については職場実習を実施し、就職を目指していくこととなりますが、職場実習実施後に就職に至る訓練生でも職場定着に向けて継続的な支援が必要となることがあります。就職後にジョブコーチ支援の利用が有効と考えられるケースを以下に整理します。

【訓練生側の状況】

- ・職場で対応できる専門技能を有しながらも、緊張感の高さなどから雇用後すぐには身に付けた技能を十分に発揮できない可能性が高い場合。
- ・技能を発揮するために、作業環境などについて具体的な調整が必要であり、それらが職場実習の期間では調整に至らなかった場合。

【事業所側の状況】

- ・発達障害者の支援ノウハウを有しておらず、訓練生の雇用に大きな不安を抱いている場合。また、その不安が職場実習期間中の指導員のサポートのみでは拭いきれず、ノウハウ構築に係る一定期間の継続的なサポートを希望している場合。

なお、能開施設での職業訓練から採用後のジョブコーチ支援へと円滑に移行するためには、施設内訓練や職場実習を実施している段階から、ケース会議等を通じた情報共有や意見交換を行っておくことが重要となります。

(3) 障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センター（以下「就生センター」という。）就業面、生活面の一体的なサポートを行っています。就職するにあたっての生活基盤の確保など、就職するために必要な生活支援や、福祉制度を利用する際の相談も実施しています。

(4) 発達障害者支援センター

発達障害者支援センターは、相談業務を中心に発達障害者に対する支援を実施しています。また、発達障害の専門的支援機関として他機関への助言も行っています。